

北海道PCB廃棄物処理事業の収集・運搬中における緊急時連絡体制

収集・運搬中における緊急時連絡体制については、環境省が示している「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）を基本とするほか、特に広域的な対応が必要となることから、日本環境安全事業株式会社（以下「JESCO」という。）が整備するGPSシステムを活用し、次のとおり取り扱うこととします。

記

1 緊急時の連絡体制について

収集・運搬中において事故等が発生した場合など緊急時の連絡体制は、別紙1のとおりとし、道及び15県、JESCO、収集運搬業者等並びに関係行政機関等への連絡は、これにより行うこととします。

2 道及び15県のPCB広域処理担当部局への連絡について

貨物自動車による収集・運搬の際に事故等が発生した場合、緊急時の道及び15県への連絡は、収集運搬業者から収集運搬許可権者に行われるもののほか、GPSシステムによる緊急通報FAX（別紙2）でも行うこととします。

道及び15県は、連絡があった場合、収集運搬業者から連絡を受けた収集運搬業許可権者に確認を行うなど情報の収集に努めるとともに、関係部局、市町村、関係都道府県等に連絡することとします。

3 緊急時対応マニュアルの携帯等について

道及び15県並びにJESCOは、収集運搬業者における安全管理責任者が、別紙3の「緊急時対応マニュアル」を作成し、収集・運搬従事者が当該マニュアルを携帯するよう指導することとします。

また、緊急時の連絡とともに、緊急処置が終了した後は、関係都道府県・政令市等に状況報告を行うよう指導することとします。

4 保管事業者自らが運搬する場合について

道及び15県並びにJESCOは、保管事業者が自ら運搬する場合においても、同様の連絡体制をとるよう、緊急時連絡体制の周知徹底を図ることとします。

15 県の PCB 広域処理担当部局の連絡先一覧

県名	担当部署名	TEL・FAX	摘要
青森県	環境生活部環境政策課廃棄物・不法投棄対策グループ	TEL:017-734-9248 FAX:017-734-8067	
岩手県	環境生活部資源循環推進課	TEL:019-629-5368 FAX:019-629-5369	
秋田県	生活環境文化部環境整備課	TEL:018-860-1624 FAX:018-860-3856	
宮城県	環境生活部廃棄物対策課指導班	TEL:022-211-2648 FAX:022-211-2390	
山形県	文化環境部循環型社会推進課	TEL:023-630-2323 FAX:023-625-7991	
福島県	生活環境部産業廃棄物課	TEL:024-521-7264 FAX:024-521-7984	
茨城県	生活環境部廃棄物対策課施設指導グループ	TEL:029-301-3027 FAX:029-301-3039	
栃木県	環境森林部廃棄物対策課一般廃棄物担当	TEL:028-623-3107 FAX:028-623-3113	
群馬県	環境森林部廃棄物政策課産業廃棄物係	TEL:027-226-2862 FAX:027-223-7292	
新潟県	県民生活・環境部廃棄物対策課産業廃棄物施設係	TEL:025-280-5161 FAX:025-280-5740	
山梨県	森林環境部環境整備課産業廃棄物担当	TEL:055-223-1518 FAX:055-223-1507	
長野県	環境部廃棄物対策課廃棄物政策係	TEL:026-235-7187 FAX:026-235-7259	
富山県	生活環境文化部環境政策課廃棄物対策班	TEL:076-444-9618 FAX:076-444-3480	
石川県	環境部廃棄物対策課指導グループ	TEL:076-225-1474 FAX:076-225-1473	
福井県	安全環境部廃棄物対策課廃棄物対策グループ	TEL:0776-20-0317 FAX:0776-20-0679	

夜間・休日の連絡先については、別途作成する。

受信日時 : XXXX 年 XX 月 XX 日 XX:XX:XX

1 . 通報内容

緊急通報ボタン押下

2 . 発生場所 (位置情報)

緯度 : XXX 度 XX 分 XX 秒 経度 : XXX 度 XX 分 XX 秒

3 . 発生住所

XX

4 . 発生日時

XXXX 年 XX 月 XX 日 XX 時 XX 分

搬入者情報

収集運搬業者名 : XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

収集運搬業者住所 : XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

収集運搬業者 TEL : XXX-XXX-XXXX 収集運搬業者 FAX : XXX-XXX-XXXX

車両情報

発生車両情報 : XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

名称・車種 : XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

運 転 者 : XXXXXXXXXXXXXXX

受信日時 : XXXX 年 XX 月 XX 日 XX:XX:XX

処分事業者情報 : XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
処分事業者名 : XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
処分事業者住所 : XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
処分事業者 TEL : XXX-XXX-XXXX 収集運搬業者 FAX : XXX-XXX-XXXX

積載物情報

伝票番号 : aXXXXXXXXXXa
積載物 : XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
排出事業者名 : XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
排出事業者 TEL : XXX-XXX-XXXX 収集運搬業者 FAX : XXX-XXX-XXXX
排出事業者住所 : XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
個体管理番号 : aXXXXXXXXXXXXXXXXXXa・aXXXXXXXXXXXXXXXXXXa
総重量 : XXXXX.X kg

伝票番号 : aXXXXXXXXXXa
積載物 : XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
排出事業者名 : XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
排出事業者 TEL : XXX-XXX-XXXX 収集運搬業者 FAX : XXX-XXX-XXXX
排出事業者住所 : XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
個体管理番号 : aXXXXXXXXXXXXXXXXXXa・aXXXXXXXXXXXXXXXXXXa
総重量 : XXXXX.X kg

注意事項 : PCB 廃棄物 (トランス・コンデンサ類) に係わる各種規制

- (1) 廃棄物処理法 特別管理産業廃棄物
- (2) 労働安全衛生法 特定化学物質第一類
- (3) 消防法 危険物第四類第三石油類
- (4) 危険物船舶運送及び貯蔵規制 有害性物質

応急措置 :【FAX 受信時の対応】

収集運搬業者 (安全管理責任者等)

- 1. 運転従事者の電話等に直接連絡を取り、状況確認を行い、緊急時対応マニュアル等に従い、関係機関に電話にて収集運搬状況を連絡する。
- 2. 特に緊急事態と判断される場合は、WEB に表示された位置情報等により緊急事態が発生した場所の最寄の警察署・消防署に至急連絡を取り、緊急事態対策体制の構築を図ること。

収集運搬における緊急時対応マニュアル(PCB廃棄物収集・運搬ガイドラインの例示)

品 名	PCB(ポリ塩化ビフェニル)	国 連 番 号	2 3 1 5
イエローカード指針番号	1 7 1 (低、中程度の有害物質)		
緊 急 措 置	<ul style="list-style-type: none"> ・ エンジンを停止する。 ・ 緊急通報・連絡を行い、その指示に従う。 ・ 火災時は、可能であれば初期消火を行う。 ・ 漏洩時は、危険でなければ、吸着材等で流出を防止する。 ・ 道路への表示、他の道路使用者、付近住民等への警告を行う。 		
緊 急 通 報	1 1 9 (消防署) 1 1 0 (警察署) 高速道路非常電話 <ul style="list-style-type: none"> ・ いつ 時 分頃 ・ どこで 市 地区 道、線 付近で ・ なにが 「PCB.....」が ・ どうした 飛散、流出しています/火災になっています ・ けが人は けが人がいます/けが人はいません ・ 私の名前は 運送会社 です 		
緊 急 連 絡	特に休日・夜間に確実に連絡が取れる部署、電話番号を記入 <ul style="list-style-type: none"> ・ 会 社 名 運送会社 ・ 住 所 北海道 ・ 電 話 平日(昼間) 休日(夜間) ・ 運行を管理する者の氏名 		
火 災 時	運 搬 車	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通報するとともに、積載の消火器で初期消火する。 ・ 危険であれば速やかに避難する。 	
	積替え・保管施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通報するとともに、消火設備で初期消火する。 ・ 危険であれば速やかに避難する。 ・ 可能であれば、PCB 廃棄物を火災区域から移動する。あるいは、容器を水で冷却する等の対策をとる。 ・ 可能であれば、消火用水をせきとめ、後で適切に処理する。 	
漏 洩 時	液 体 漏 洩	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漏洩物に触れたり、その中を歩いたりしない。 ・ 危険でなければ洩れを止める。 ・ せき止めて吸引回収し、残留物は吸収材で取り除き、漏洩場所から移動して、後で適切に処理する。 ・ 排水溝、下水口、地下室、あるいは閉鎖場所への流入を防ぐ。 	
	固 体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 粉末のこぼれは飛散しないようにして回収する。 ・ シャベル等を用いて、容器等に回収し、後で適切に処理する。 	
暴露・接触時の応急処置 〔いずれの場合も処置 後は医療施設で受診〕	蒸 気 吸 入	新鮮な空気の中で安静にする。	
	皮 膚 接 触	PCB に汚染された衣服を脱ぎ、水並びに石けん水(アルカリ性の強いものは使用しない。)で洗浄する。	
	眼に入った場合	多量の洗浄水で15分以上洗眼した後、3%のホウ酸水で洗眼する(コンタクトレンズをはずす。)	
	口腔内に入った場合	吐き出して水でうがいを繰り返す。 処置後は安静にする。	
事 後 処 置	緊急処置が終了した後は、関係都道府県・政令市等に状況報告を行う。		